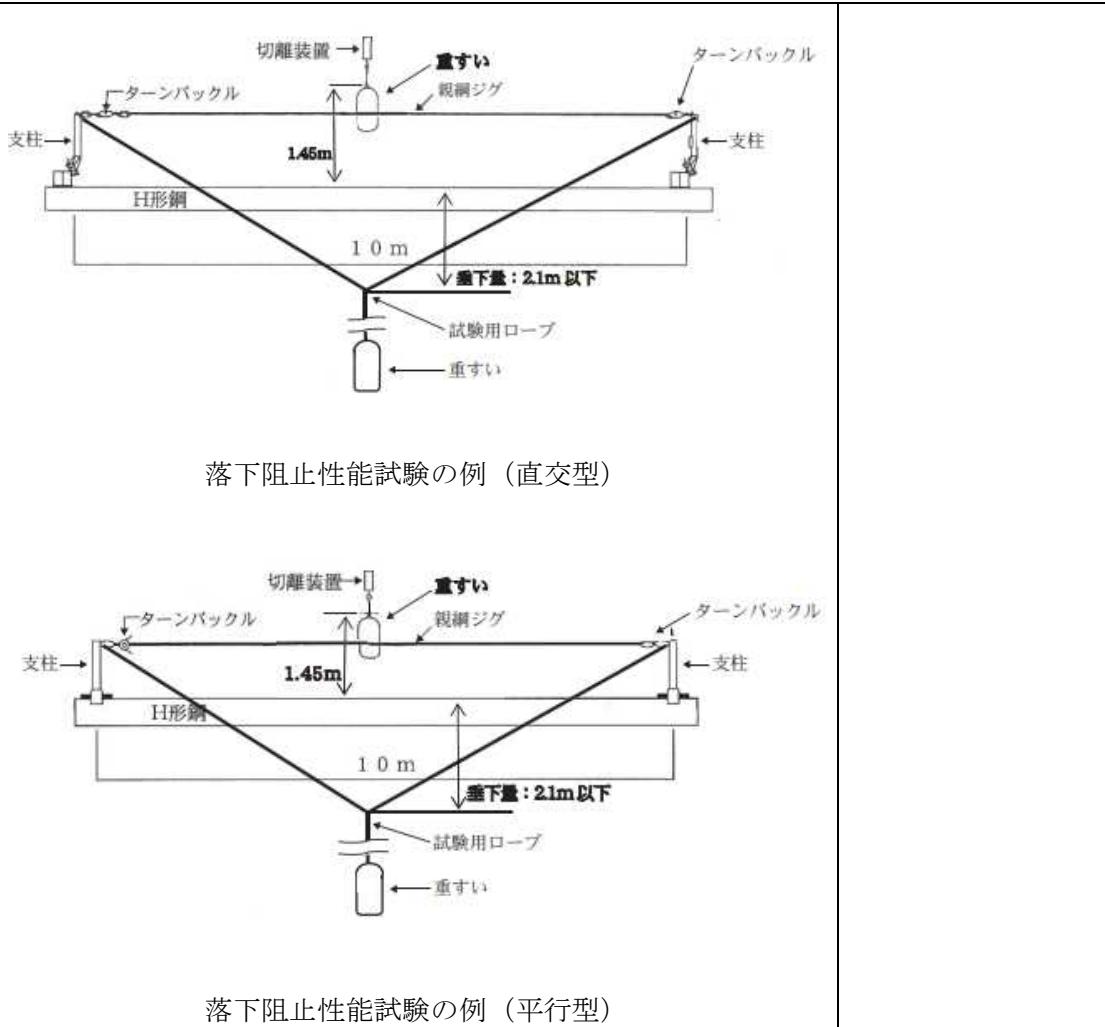


別表5 親綱機材の性能

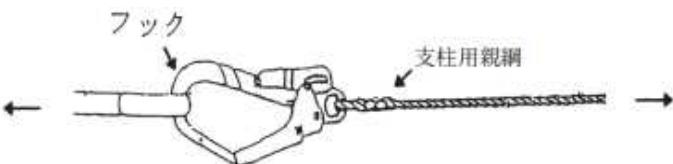
1 親綱支柱

親綱支柱（以下「支柱」という。）は、次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に掲げる強度等を有するものであること。

試験方法	強度等
<p>(落下阻止性能試験一直交型・平行型)</p> <p>次の図に示すように、2本の支柱を支柱固定ジグ（注1）に所定のスパン（注2）で取り付け、これに親綱ジグ（注3）を取り付けてこれを緊張し（注4）、親綱ジグのスパンの中点（注5）にフックを掛けた試験用ロープ（注6）を介して取り付けた100kgの重すい（注7）を、重すいの試験用ロープ取り付け点がH形鋼上面より高さ1.45mとなる位置から自由落下させ落下阻止の有無等を調べる。</p> <p>なお、支柱を支柱固定ジグに取り付ける場合、取付金具がボルトの締付け力により固定される構造のものにあっては締付けトルクは、第1種にあっては表示された締付けトルクで、第2種にあっては3.5kN·cmとする。</p> <p>また、第2種の試験では控綱を併用して行い、控綱の初期張力は0.3±0.05kNとする。ただし、支柱用親綱と控綱が同一のロープとなる方式の支柱の場合の初期張力は、0.5±0.05kNとする。</p> <p>注1（支柱固定ジグ）：第1種にあっては厚さ16mmの鋼板、第2種にあっては建わくとする。</p> <p>注2（スパン）：第1種にあっては10m、第2種にあっては9.145m《インチサイズ5スパン》とする。</p> <p>注3（親綱ジグ）：第1種及び第2種ともに直径9mm、6×24のJIS規格ワイヤロープとする。</p> <p>注4（緊張力）：親綱ジグを0.5±0.05kNで緊張する。</p> <p>注5（スパンの中点）：親綱保持金具の間隔の中心をいう。</p> <p>注6（試験用ロープ）：ショックアブソーバの無い長さ1.7±0.03mのナイロン製のもの。</p> <p>注7（重すい）：質量が100±1kgの円筒形（直径30cm、全長70cm）の鋼製の重すいとする。</p>	<p>1 支柱が支柱固定ジグから脱落しないこと。</p> <p>2 親綱保持金具から親綱ジグが脱落しないこと。</p> <p>3 親綱ジグのフック取付点のH形鋼上面からの垂下量が2.1m以下であること。</p> <p>4 支柱の変形角度が45度以下であること。</p>



2 支柱用親綱は、次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に掲げる強度等を有するものであること。

試験方法	強度等
<p>(支柱用親綱のフック及び親綱の引張強度試験)</p> <p>支柱用親綱のフックの鉤部に引張用金具を掛け、試験機に取り付けて、引張荷重を掛け、11.5kN 時の異常の有無及び荷重の最大値を測定する。</p> <p>支柱用親綱のフックの引張強度試験の例</p> 	<p>1 金具等 (フック) が荷重 11.5kN までに破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ、外れ止めの機能を維持すること。</p> <p>2 荷重の最大値が 14.0kN 以上であること。</p>
<p>(支柱用親綱の強度試験)</p> <p>支柱用親綱に引張荷重を掛け、切断荷重を測定する。</p>	切断荷重が 23.0kN 以上であること。

(支柱用親綱の落下阻止性能試験)

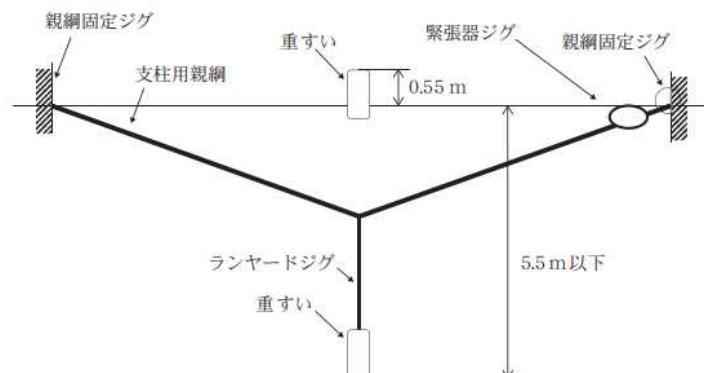
次の図に示すように、親綱固定ジグに支柱用親綱をスパン 10m で掛け渡し、これを緊張器ジグを用いて緊張し（注1）、支柱用親綱のスパンの中点にフックを掛けたランヤードジグ（注2）を介して 100kg の重すい（注3）を、重すいのランヤードジグ取り付け点が支柱用親綱より高さ 0.55m となる位置から自由落下させ重すい下端の垂下量を調べる。

注1（緊張力）：0.3±0.05kN で緊張する。

注2（ランヤードジグ）：第1種のショックアブソーバを用いた、長さ 1.7m の 100kg 用のもの。

注3（重すい）：質量が 100±1kg の円筒形（直径 30cm、全長 70cm）の鋼製の重すいとする。

重すいの下端の垂下量が支柱用親綱の取付点から 5.5m 以下であること。



支柱用親綱の落下阻止性能試験の例

3 緊張器は、次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に掲げる強度等を有すること。

試験方法	強度等
<p>(緊張器の性能試験)</p> <p>緊張器に支柱用親綱（ジグ）（注）を取り付けて、引張荷重を掛け、11.5kN 時の異常の有無及び荷重の最大値を測定する。</p> <p>注（支柱用親綱（ジグ））：径 16mm のポリエステルロープ、3 打ちとする。</p> <p>緊張器の性能試験の例</p>	<p>1 緊張器が荷重 11.5kN まで緊張機能を維持すること。</p> <p>2 金具等(フック)を有するものにあっては、1に加え、金具等が荷重 11.5kN までに破断、又はその機能を失う程度に変</p>

	<p>形、損傷等がなく、かつ、外れ止めの機能を維持すること。</p> <p>3 荷重の最大値が14.0kN 以上であること。</p>
--	--